

なお、消防応援隊及び自衛隊の救助活動現場には、本市消防職員及び建設部職員を1～2人配置し、現場指揮と情報収集に当たるとともに救助要請市民の要望に対応できる体制に移行して救助活動に当たった。

(ウ) 自衛隊、警察との合同活動体制

1月18日、16時00分頃、救助要請の一元化と今後の救助活動の連携を図るため、市災害対策本部（消防部・建設部）、警察署、自衛隊との合同連絡調整会議を開催し、今後は、警察署の指揮、統制のもとに救助活動に当たるとことを決定し、消防隊は、救助資機材を必要とする救出困難現場を中心的に担当し、19日から21日までの3日間、合同体制でもって救助・救出活動に当たるとともに全市域ローラー作戦を展開し、1月28日の最終ローラー作戦をもって救助活動を終えた。

ウ 本市救助隊の活動状況

本市の救助隊（1隊）は、発災直後は、消防本部（署）周辺の倒壊建物からの救助活動（3人生存救出）に当たり、その後、救助要請が殺到していたが、重要かつ効果的災害救助活動に当たるべく出動を見合わせ、消防庁舎内で負傷者の応急救護に当たっていたが、6時20分頃から「阪神高速道路からの車両転落」、「芦屋川西側車両転落、負傷者多数」の複数者による駆け付け通報があり、6時50分頃、出動指示を受け、芦屋・神戸市境の阪神高速道路高架橋倒壊現場の救助活動に当たり、当現場及び隣接倒壊建物から7人を生存救出した。

しかし、多数の要救助者が存在するものの生存救出度合いと隊員疲労度から16時00分頃に帰隊、救助隊を再編、救助資機材を整備後、直ちに市内で最も凄惨な救助現場へ転戦、夜を徹しての救助活動に当たった。

この現場は、鉄骨造4階建、2棟が完全に崩壊し、余震による建物倒壊危険により、一次退避を伴うという困難を極めた現場であり、長期救助活動を余儀なくされた。19日からは、来援の東京消防庁特別救助隊も投入して救助活動を展開、21日、16時45分に救助活動を終え、延べ5日間で14人を救出したが、生存救出者は3人のみであった。

救助活動については、初動時は、人員不足と救助資機材の備蓄不足から遅々として進まない救助活動体制が非難されたところであるが、市民自らの救助活動及び自衛隊、消防応援部隊の来援により、17日から20日までの4日間で住民からの救助要請情報の

措置を終え、1月21日の第一次全市域ローラー作戦を行い、その後の家屋被災調査を兼ねた行方不明者情報収集調査においても、最も恐れていた未救出者、行方不明者情報もなく、1月28日に最終ローラー作戦を実施し、比較的早期に救助活動の終息期を迎えられたことは、苦闘、苦悶の連続であった救助活動の一つの救いであった。

なお、本市における最終生存救出者は、20日、16時00分頃で、建物が崩壊し、火災も発生したマンション1階部分から救出されたもので、マスコミでは、「72時間ぶり救出」と報道されたところである。

この現場には、発災日から応援消防救助隊を派遣して救助活動に当たっていたが、近隣住民から「避難所へ避難済」との情報と日没のため19日の17時00分に部隊を引揚げた現場で、その後、情報分析の結果、避難事実が確認できないため、再度、20日早朝から救助活動を再開、2階コンクリート床面を掘削破壊し生存を確認、近隣医師の救護支援を受けながら救出されたもので、正しい情報収集と追跡確認の必要性を痛感させられた現場であった。

救助活動状況は、資料編、表4のとおり。

(6) 救急活動

ア 初動状況と救急・救護体制確立状況

本市の救急活動体制は、常時3隊が稼働できる体制であったが、発災時は、消火、救助活動に重点を置き、現実的には本署救急隊1隊の確保が限度で、本署救急隊についても救護を求めて駆け込んだ負傷者への応急処置と救護所開設準備に追われ、救急出動は困難で、7時30分頃に開設された救護所への自主搬送紹介と救護所医師による救急救護処置に頼らざるを得ない状況であった。

また、職員が暫時参集し、救急隊3隊の運用体制が確立されたのは8時30分頃であったが、通信指令室からの収容病院指定は困難で、救急隊員の自主判断による救急活動であった。

イ 一次収容医療機関及び転院搬送医療機関の確保状況

精道小学校内救護所開設及び救急隊3隊の運用体制が可能となったことから救急活動の組織的運用を進めるため、一次収容病院の確保を協議し、芦屋市医師会会長等の調整努力により、9時00分に市立芦屋病院を一次収容病院とすることに決定、併せて、救急隊3隊の本署集結と救護所及び市立芦屋病院に救急救命士等を配置し、消防通信指令室、救急隊、救護所及び市立芦屋病院間の連絡連携体制の確立に